

## よりよい解決を考える

私たち弁護士は、紛争（トラブル）が発生してから関わることが多い職業です。そして、紛争の渦中にいるご当事者は、相手方への思いや過去の経過など、いろいろなことで心が占められていることが多いのです。それは、人として当たり前の感情です。

紛争を1つのパイの分け合いととらえたときに、パイを全て独り占めできれば、その瞬間には心が満たされるかもしれません。ただ、紛争状態は、長い人生の中の一部です。私たちとしては、人生のその一部だけを見て紛争解決のありかたを考えるのではなく、ご当事者のこれからも続く長い人生を見据えたときに最適な解決を見出したいと考えています。

とくに、相続や夫婦関係など、家族に関わる事件では、相手方との関係が何らかの形で続くことが多いのです。たとえば父親の相続で大きく揉めてしまって母親の相続が第二ラウンドの紛争になってしまふとか、離婚の際に他方配偶者と激しい争いと

なったために養育費の支払いや子どもの面会交流が円滑でなくなってしまうという例もあります。相手方との関係が今後も継続することが想定される場合には、相手方と分け合うパイそのものを大きくして、当方も相手方もある程度満足できる方法がないだろうか、と探ることも必要になってきます。

弁護士は、ご当事者の価値観や今後の人生への希望を踏まえて、よりよいパイの増やし方や分け方と一緒に考える伴走者です。

本年も法律事務所たいとうが、あなたに安心自信・自由を届けるよき伴走者でありますように。



弁護士 清水 洋  
弁護士 佐藤 香代  
弁護士 生駒 真菜  
弁護士 吉川 由里  
弁護士 上柳 和貴  
弁護士 植田 千穂

### 法律相談のご案内

個人の場合（法人の場合はお問い合わせください）

#### 初回相談

1時間まで 5,000円（税別）  
延長15分につき 1,500円（税別）

#### 継続相談

30分 5,000円（税別）

- まずは、お電話 03-5829-4652 にてご予約ください。
- 夜間・休日・出張相談も対応可能ですので、ご相談ください。
- 法テラスの援助制度もご利用いただけます。

#### お問い合わせ

TEL 03-5829-4652 代表 FAX 03-5829-4653

平日 午前 9:30～午後 5:30 (土・日・祝・祭日を除く)

MAIL [info@lo-taito.com](mailto:info@lo-taito.com)

HP <https://www.lo-taito.com>

※HP からもご相談の予約を受け付けております。

※ニュースレターの送付停止をご希望の場合は、大変お手数ではありますが、メールまたはお電話にてご連絡ください



JR 秋葉原駅方面からお越しの際は、横断歩道が昭和通り口前（★印地点）にしかありません。ご注意ください。

JR「秋葉原駅」昭和通り口より ..... 徒歩5分  
地下鉄日比谷線「秋葉原駅」4番出口より ..... 徒歩3分  
つくばエクスプレス「秋葉原駅」A1・A2出口より ..... 徒歩5分  
地下鉄都営新宿線「岩本町駅」A4出口より ..... 徒歩5分  
JR・地下鉄都営浅草線「浅草橋駅」より ..... 徒歩10分

〒101-0026  
東京都千代田区神田佐久間河岸78  
第二阿部ビル2階



検索 法律事務所たいとう

## イベント報告 今、事業者に求められるカスハラ防止対策 ～福祉・教育の分野での現場対応～

9月27日、「今、事業者に求められるカスハラ防止対策～福祉・教育の分野での現場対応～」をテーマに、セミナーを開催しました。福祉・教育の現場では、利用者や家族からの過度な要求や不当な言動への対応が課題となりつつあり、事業者が安心して働ける環境づくりが求められています。

前半の基本知識編では、各省庁・関係機関が示すマニュアルを整理し、カスハラ対応に必要な基礎知識を確認しました。定義の明確化、対応ルールの整備など、組織が事前に整えておくべき体制を共有しました。

後半の実践編では、経験豊富な佐藤弁護士より、実際に寄せられる相談事例を踏まえつつ、現場で役立つ「対応の5段階」を示しました。第1段階では、怒りや不満といった負の感情を鎮静化し、対話が成立する土台を整えること。第2段階では、事実を

正確に確認し記録すること。さらに第3段階では、行為者の背景事情をソーシャルワークの視点も踏まえて見立てることで、問題の本質を把握する方法を解説しました。第4、第5段階では、その見立てに基づき、話し合いによる解決につなげる工夫や再発防止の視点を共有しました。

行為者の背景を理解し、段階的に対応を組み立てる実践的な方法には、参加者から高い関心が寄せられました。来年には、台東区社会福祉協議会と共に、同内容のイベントを改めて実施する予定です。現場で役立つ学びの機会として、ぜひ多くの方のご参加をお待ちしています。



法律事務所 たいとう  
LAW OFFICE TAITO

発行 法律事務所たいとう 2026年1月10日

ニュースレター vol.23  
2026年新年号

### CONTENTS 目次

- よりよい解決を考える
- 今、事業者に求められるカスハラ防止対策  
～福祉・教育の分野での現場対応～
- 「共同親権」って何ですか？
- 「校則と子どもの権利  
みんなのルールメイキング」  
出版のお知らせ
- たいとう弁護士だより



今号の  
表紙絵の作者

さん  
生活介護から、作業所にステップアップ！毎日、仲間と働きながら、大好きな絵も描いています。

# 「共同親権」って何ですか?

Q 「離婚後も共同親権にできる」というのは、どういう意味ですか? 今と何が変わったのですか?

A 現行民法では、未成年の子がいる夫婦は、結婚している間は双方が子の親権者であり(共同親権)、離婚の際、親権者を父または母と定めることになっています(単独親権)。

法改正により、「父母双方または一方」を親権者と定められることになります。つまり、改正法では、離婚後の親権者について①父母双方(共同親権)、②父、③母のいずれかを選べるようになります。

Q 離婚後も共同親権が原則になるのですか? DVや子どもへの虐待があった場合も、共同親権になるのですか?

A いいえ。共同親権が原則というわけではありません。

また、合意ができずに家庭裁判所が決める場合、子への虐待のおそれがあったり、DVのおそれがあるなどして親権の共同行使が困難な場合には、単独親権にしなければならないと定められています。

離婚後の「共同親権」という選択肢を新設した改正民法が、4月1日に施行されることになりました。

Q 離婚する夫婦の一方が共同親権にしたいと言い、もう一方が単独親権にしたいと言う場合、どうなりますか?

A 合意ができない場合、家庭裁判所に決めてもらうことになります。裁判所が親権者を定めるにあたっては「子の利益のため、父母と子との関係、父と母との関係、その他一切の事情」を考慮しなければならない、と定められています。

Q すでに離婚した父母も、共同親権に変えることはできますか?

A はい。単独親権を定めて離婚していても「子の利益のため、必要がある場合」に、「子またはその親族」が家庭裁判所に申し立てをすれば、裁判所が共同親権に変更する判断をする可能性があります。

ポイントは、「子の利益のため」に離婚後の両親がどのように役割分担するのがよいかということです。女性支援、児童福祉分野の福祉職の方々も、今回の法改正は関心の高い分野かと思います。ぜひ当事務所のセミナーもご活用いただけますと幸いです。

## たいとうからのお知らせ

### 「校則と子どもの権利 みんなのルールメイキング」出版のお知らせ

学校のルールに関して、子どもと共に考えるため、弁護士4人で書きました。基本的人権と「子どもならではの権利」を解説した上で、校則を見直す際の視点や、少数者の権利への配慮、子どもたちが話し合って学校のルールを変えていくためのステップを、分かりやすく伝えています。ぜひ、お手に取ってみてください。(子どもの未来社 2025年12月中旬発売)



当事務所の連絡先や弁護士上柳和貴を騙った文書・連絡が確認されていますが、氏名冒用行為は断じて容認できるものではありません。

当事務所では、東京弁護士会業務妨害対策センターへの支援要請、相談などの対応を講じておりますが、皆様くれぐれもご注意ください。



ご注意ください

## 所属弁護士がお届けする たいとう 弁護士だより

教育庁の有識者会議に  
参加しました

弁護士 佐藤 香代

2025年の雑感

弁護士 清水 洋

カスハラ防止条例施行を契機に、教職員と保護者・地域との関係を見直すことを目指す、「学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係る有識者会議」(教育庁)に委員として参加しました。教職員の過重労働や、過度な要求や不適切な言動に晒されて燃え尽きる教職員の存在は、深刻な社会問題と言えます。他方で、子どもの権利の視点があろそかにならないか、懸念もあります。子どもを中心に、本質的な解決が進むことを願っています。

オーダーメイドの支援方針

弁護士 生駒 真菜

現在、後見人が判断に迷ういろいろな場面をとりあげて解説する本を、複数名で執筆中です。後見制度の見直しが進んでいますが、支援の際の指針となる考え方は変わらないでしょう。

支援対象になるご本人にはそれぞれの思いや状況、価値観や個性があり、ご本人に関わる支援者や利害関係者も様々で、いわば「オーダーメイド」で対応を考えいく必要があるのが、対人支援の大変なところであり醍醐味でもあります。

不動産の押買被害にご注意を

弁護士 上柳 和貴

今日、不動産業者が自宅に押し掛け、長時間自宅に居座る等の方法で強引に勧誘し、所有不動産を廉価で買取る押買被害が後をたちません。

とりわけ高齢者が被害者となる事案が多く、終の棲家である自宅が奪われる事態も発生しています。

このような深刻な被害実態を踏まえて、日弁連から、2025年9月18日付けで、宅地建物取引業法の改正を求める意見書が出されました。

押買被害にくれぐれもご注意ください。

普段はなかなか見る  
ことができない  
個性がチラリと垣間  
見えるコーナーです。



日本初の高市早苗女性総理の誕生は時代転換の象徴。しかし「台湾有事」の勇み足発言や非核3原則の改変主張が気になる。5高裁が「違憲」とした同性婚排除について、東京高裁(東亜由美裁判長)が唯一「合憲」判断を出した。経歴詐称で失職した伊東市長。既婚市職員との「ホテル会合」で辞意表明した前橋市長。男女の問題ではないと言いたいが、人間として「元始、女性は太陽であった。真正の人であった」(らいとう)の姿を期待したい。

「当たり前」を疑え

弁護士 吉川 由里



韓国で、児童福祉について学ぶ機会がありました。児童虐待事件でもDV事件でも加害者を家から遠ざけるのが原則で、日本では被害者が家を離れて保護されるということに、びっくりされました。「なぜ被害者なのに、自分の家を離れなければならないのか。」当然の疑問ですが、いつの間にか日本での実情を「当たり前」のこととして受け入れてしまっていた自分に気づきました。凝り固まった「当たり前」をほぐして、新鮮な頭と心でいたいです。

多職種連携のために

弁護士 植田 千穂



障がいのある方の刑事弁護や、いじめの調査などの対応の中で、福祉や心理など他業界の方と接する機会をいただきました。それぞれの着眼点や動き方の違いが新鮮で、弁護士の見方も一つの視点にすぎないと気づかされました。役割分担によって、弁護士のみでは対応できない課題を解決する有難みも痛感しました。他職種の専門性を尊重し、チャンネルを開きつつ、法律家として期待される役割をこなせるよう、日々の経験を成長の糧としていきたいです。